

會 則

フジ會

フジ会 会則

(目 的)

第 1 条

- (1) 本会は会員が株式会社フジの発展を通じて相互業務の繁栄を図り、永く共存共栄の実を挙げるために協力することを目的とします。
- (2) 会員は本会の目的達成のために、流通コストの引下げ、安定した経営、優れたマーチャンダイジング能力を養成し、更に一層誠実且つ積極的な取引ができるように努力します。

(名 称)

第 2 条

- (1) 本会は『フジ会』と称します。

(事務局)

第 3 条

- (1) 本会事務局は広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 株式会社フジ内におきます。

(組 織)

第 4 条

- (1) 本会は株式会社フジと緊密な取引先をもって組織します。

(構成)

第 5 条

- (1) 第 1 条の目的遂行のため、本会は衣料・住関連、食品の業種別専門部会を組織します。会員はいずれかの専門部会に入ります。業種別専門部会には部会長、副部会長をおきます。

(入会及び退会)

第 6 条

- (1) 本会の入会は株式会社フジの推薦により、本会役員会の承認を得て会員になることが出来ます。新規入会会員は総会にて報告します。
- (2) 会員は、下記の事項に該当する場合は、会員の資格を失うものとします。
 - ① 株式会社フジと商取引を止めたもの。
 - ② 第 1 条の目的に違背した場合。
 - ③ 会員が脱会を申し出た場合。
 - ④ 会費を納入しない場合。

(役 員)

第 7 条

本会に次の役員をおきます。

名誉会長	1 名
会長	1 名
副会長	3 名
監事	2 名
会計	2 名
専門部会長	2 名
専門部会副部会長	若干名

- (1) 会長は本会を代表して会務を処理します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時は、会長業務を代行します。
- (3) 専門部会会長及び副部会長は部会会務を処理します。
- (4) 監事は会計を監査します。

(役員を選任)

第 8 条

- (1) 役員は株式会社フジが推薦し、本会役員会の承認を得て決定します。
- (2) 名誉会長、会長、副会長、専門部会長、専門部会副部会長、会計及び監事は役員の互選により選任します。
- (3) 決定された役員は、総会にて報告します。

(役員の任期)

第 9 条

- (1) 役員の任期は2年とします。

(総 会)

第10条

- (1) 会長は毎年1回定期総会を招集し、必要ある時は臨時総会を招集します。
- (2) 総会では株式会社フジの諸報告を受けます。

(役員会)

第11条

- (1) 役員会は会長が必要に応じて招集し、諸議案を決定します。
- (2) 本会の運営について、本会会則並びに規約に定めてない事項は役員会においてこれ
を処理し、総会にて報告します。

(会 計)

第12条

- (1) 本会会員は、本会運営上必要とする年会費 30,000 円を毎年3月に納入します。
- (2) 新しく会員として本会に入会するものは、入会金として 10,000 円を納入するものと
します。
- (3) 臨時会費の必要が生じた場合は、役員会にて決定し徴収します。
- (4) 会員が退会するときは、既納金は返還しません。
- (5) 本会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日とし、収支決算は監事の承認を得
て総会にて報告します。

(会則変更)

第13条

- (1) 本会会則の変更は、総会にて出席会員の過半数の同意を得て決定します。

(規 約)

第14条

(1) この会則で定めるものの他、必要事項は規約で定めます。

(附 則)

この会則は、平成9年3月1日より実施します。

平成 9年3月 1日 制定

平成11年3月15日 改正

平成19年3月28日 改正

平成20年3月25日 改正

平成26年3月 1日 改正

令和 6年3月 1日 改正